

令和4年度

新冠町 住宅リフォーム 助成金交付制度

新冠町内業者が請負施工する省エネ改修やバリアフリー改修を行う新冠町民に対して、10万円以上の対象工事費の1/2(最高100万円)を補助するものです。

※工事着手前に事前審査が必要です。

●期間: 令和4年4月15日(金) (予定)～ 随時受付

(※ 交付金の手続き上、受付開始日は、北海道から事業着手の確認が下りてからの開始となりますので、受付開始日が、若干前後する可能性がありますので、何卒ご容赦願います。)

令和5年2月17日(金) が最終工事完了検査日になります。

(※ この指定した日に間に合う工事が対象になります。工事完了後は速やかに工事完了届を提出してください。受理後、建設水道課建築職員が現地で工事完了検査を実施します。)

なお、助成金交付額の上限に達した時点で、今年度の受付を終了いたします。 (※昨年度は、11月時点で予算上限に達しました)

●対象工事: (各改修工事内容に、いくつか条件がございます。)

- 省エネ改修工事 現行の省エネ基準(平成25年基準)断熱改修部分
- バリアフリー改修工事 浴室改良、トイレ改良、室内手すり取付、段差解消、出入り口戸の改良など
- 耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に着手された建物が対象で、一般診断で総合評価1.0未満の住宅が対象。
(※耐震診断は、所有者自ら民間の調査会社へ依頼してください。耐震診断費用は、依頼者負担となります。)

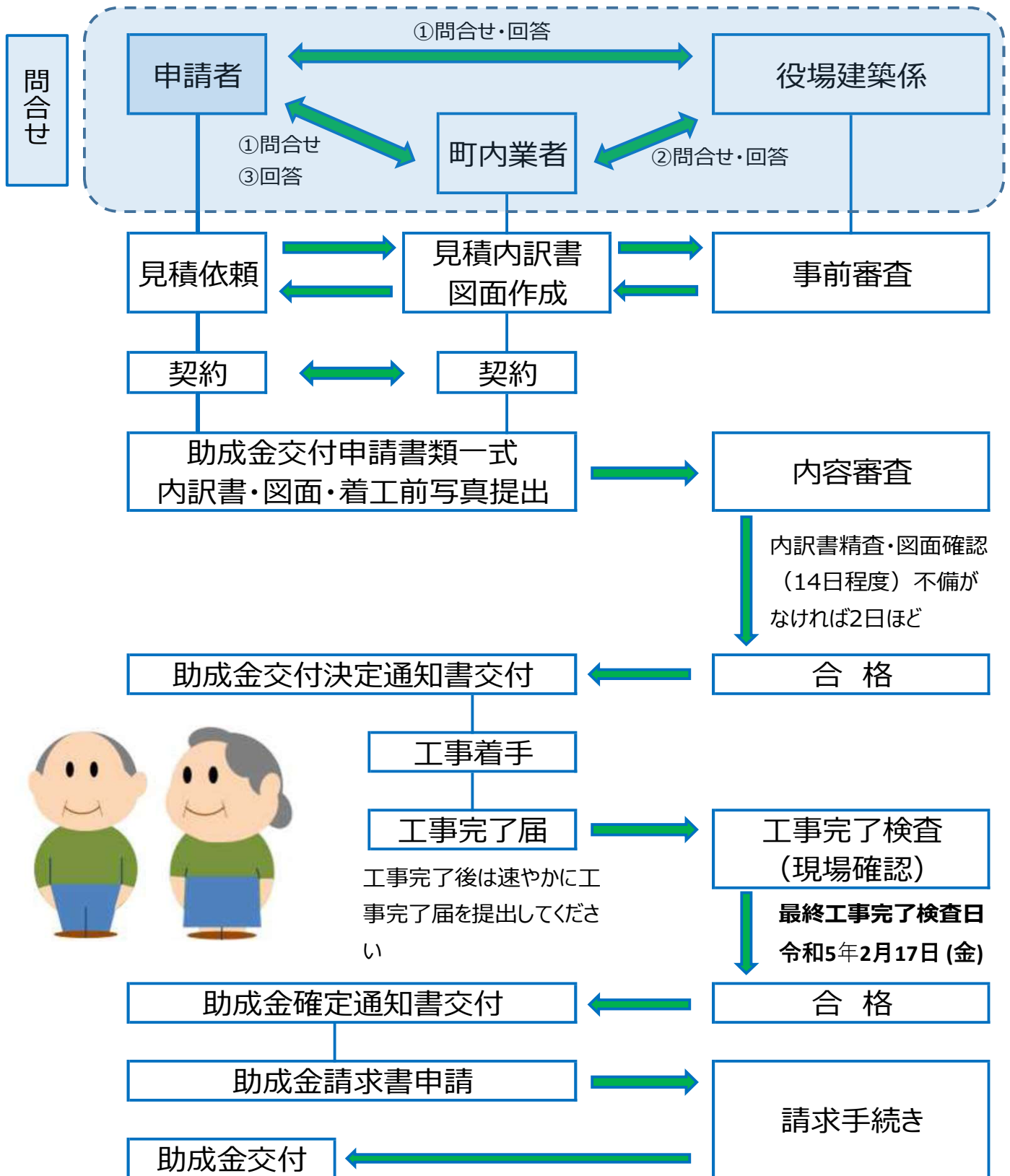
●交付申請対象者及び交付対象住宅

- 住民基本台帳法に基づく住民票に登録されている方
- 住宅リフォームを行う住宅の所有者と同一世帯に属する方全員が町税を滞納していないこと
- 住宅の所有者で、その住宅に現に居住している方(申請者と住宅の名義人が同じ)
- 町外から移住し、住宅の所有者となる方(新冠町に住民票があることが条件です)
- 暴力団構成員、暴力的破壊活動を行う団体等に所属していないこと
- 対象住宅が新冠町内にあること
- 建築年数10年を経過した住宅であること
- 専用住宅であること(賃貸住宅や、寮、社宅、非住宅は対象外です)
- 店舗併用住宅の専用住宅部分(店舗部分は対象外です)



裏面へ続きます

●住宅リフォーム 問合せから契約・工事・助成金交付までの流れ



工事完了後は速やかに工事完了届を提出してください

新冠町 住宅リフォーム助成金交付制度 についてお問合せ・ご相談は
 新冠町役場 建設水道課 建設グループ 建築係 電話 0146-47-2519

役場庁舎玄関ホール・建設水道課カウンターに、住宅リフォームのパンフレットをご用意しております。ご自由にお持ち帰りください。